

## 多摩区役所指名業者等選定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、多摩区役所が所管する契約事務の公正かつ的確な執行に資するため、多摩区役所指名業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務及び組織)

第2条 委員会は、別に定めのある場合を除き、次の事務を所掌するものとする。

- (1) 指名業者の選定（以下「業者選定」という。）に関すること
- (2) 機種等の選定（以下「機種選定」という。）に関すること
- (3) 契約締結の方法に関すること
- (4) その他の必要な事項

2 委員会の委員は、次の各号の職にある者をもって充てるものとする。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) まちづくり推進部担当部長
- (4) 区民サービス部長
- (5) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (6) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (7) 道路公園センター所長
- (8) まちづくり推進部総務課長
- (9) まちづくり推進部企画課長
- (10) その他、付議事案に応じて、区長が指定する職にある者

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、区長をこれに充てるものとする。

2 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副区長がその職務を代理する。

### (付議事案)

第4条 委員会に付議すべき事案は、第2条第1項に規定する契約事務であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第24条の2各号に定める金額を超える契約案件

(2) 予定価格が1件1,000,000円以下の随意契約の案件で、歳出科目が「委託料」又は「使用料及び賃借料」によるもの（ただし、見積もり合せによるものを除く。）

2 事業担当課長は、前項の規定に該当する契約事務を執行するときは、速やかに委員長あてに業者選定又は機種選定を依頼しなくてはならない。

（委員会の開催等）

第5条 委員長は、前条第2項に基づく依頼があったとき、又は開催が必要と認めた場合に、委員会を招集するものとする。但し、付議事案の性質、緊急性、その他の事由を勘案の上、委員長は持ち回り審議をもって、委員会の開催に代えることができるものとする。

2 委員会は、委員長及び委員の定数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、議長及び出席委員の過半数により決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところとする。

4 委員長は会議の終了後、速やかに事業担当課長あてに委員会の決定内容を通知するものとする。

（会議の非公開等）

第6条 委員会の審議は非公開とし、委員は審議内容について秘密を厳守しなければならない。

（業者選定の審査）

第7条 委員会が業者選定を行うときは、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 当該業種に係る有資格者名簿登載の有無
- (2) 官公庁発注の同種業務等に係る契約実績の有無及び履行成績
- (3) 技術力及び工程管理能力
- (4) 資力及び信用状況
- (5) その他、当該契約の内容に応じて必要な事項

（機種選定の審査）

第8条 委員会が機種選定を行うときは、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 性能及び耐久性
- (2) 操作及び保守の簡便性
- (3) 購入費及び維持管理費
- (4) その他、当該機器類の構造、性質、用途等に応じて必要な事項

(随意契約)

第9条 委員会が随意契約となる業者選定を行うときは、当該契約と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号の規定との整合性について、慎重に審議するものとする。

(関係職員の出席)

第10条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局を、多摩区役所まちづくり推進部総務課に設置する。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、様式類その他の必要な事項は区長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年10月20日から施行する。

(多摩区役所委託契約指名委員会要綱の廃止)

2 多摩区役所委託契約指名委員会要綱は、これを廃止する。

附則

この改正要綱は、平成13年4月10日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成26年11月12日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。